

保育施設に関する同意書兼誓約書

(宛先) 箕面市教育委員会教育長

※別添「保育施設入園のご案内」の記載事項を必ず全て確認すること。

1. 各保育施設のルールを守り、必ず保育時間内に送迎すること。
(保育時間とは、保護者の通勤時間+勤務時間です。また、特に土曜日の保育については、原則として就労要件で父母ともに土曜勤務のあるかたのみ利用可能。)
2. 世帯構成(結婚、離婚、祖父母等の同居など)、保育要件(就労、疾病、出産、育児休業など)等申請内容に変更が生じた場合は、速やかに子ども総合窓口へ届け出ること。
3. 保護者の就労または就労を前提とした就学及び介護等を保育要件とする場合は、週4日以上かつ1日4時間以上の勤務等の保育要件を常に満たすこと。
4. 勤務先(異動、退職、転職など)や就労状況(日数、時間など)に変更が生じた場合は、速やかに子ども総合窓口へ届け出ること。
5. 保育要件の確認については、勤務証明書と月収額等との整合性を含めて実施し、内容に相違がある場合は保育要件に該当しないものとする。
6. 保育要件等確認のため、子ども総合窓口から各種書類の提出を求められた場合は定められた方法、期限に従って提出すること。
7. 公平かつ適正に保育を運営するため、保育施設から登園状況、連絡先等の情報を収集する場合があります。また、保育施設に対し、世帯構成、保育要件等の情報を提供する場合があります。
8. 保育料、給食料、延長保育料は納期限までに必ず支払うこと。
【保育園の場合】
※納期限までにお支払いのない場合は督促状を送付します。(保育料には督促手数料が発生し、延滞金が課せられます。)
※正当な理由なく保育料を長期にわたり滞納された場合は、児童福祉法第56条第8項の規定により、滞納処分(給与差押え等)を行う場合があります。
【認定こども園、地域型保育事業所の場合】
※園の規定に従って、保育料を支払うこと。
9. 副食費の免除対象及び保育料は保護者等の市区町村民税をもとに決定しますので、未申告や書類未提出などにより市区町村民税の課税の状況が確認できない場合は、副食費の免除対象とならない場合や保育料を最高額に決定する場合があります。
10. 同意書兼誓約書の内容に反した場合は、保育認定の取り消しや保育の実施を解除する(退園していただく)場合があります。

入園にあたり、上記内容を確認のうえ同意し、誓約します。

令和 年 月 日

保護者署名 _____

保護者署名 _____

*児童の保護者がそれぞれに署名のうえ、提出してください。